

福知山市ネーミングライツパートナーシップ制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福知山市（以下「市」という。）の施設の愛称を決定する権利を企業等に付与し、市と企業等とのパートナーシップにより、企業等の広告及び地域貢献の機会を拡大させ、かつ、施設の魅力の向上及び市の財政の健全化を図るために実施するネーミングライツ事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 施設の愛称を決定する権利をいう。
- (2) パートナー ネーミングライツを取得する企業等をいう。
- (3) ネーミングライツ事業 企業等をパートナーとする契約により市がネーミングライツに係る対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得る事業をいう。
- (4) 企業等 法人又はこれらの者により構成されたグループをいう。
- (5) 施設 市が所有し、又は設置するスポーツ施設、文化施設、公園その他の公共施設等（工作物等を含む。）をいう。

(基本的な考え方)

第3条 ネーミングライツ事業は、市の財産、事業等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性又は事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 ネーミングライツにより決定した愛称は、市において積極的にその愛称を使用するものとする。ただし、条例、規則等により定める施設の名称は、変更しないものとする。

(契約を行わない企業等)

第4条 次の各号に掲げるいずれかに該当する企業等は、ネーミングライツ事業のパートナーとして契約の相手方となることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はそれに類似する事業を行う者
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業を行う者
- (3) たばこに関する事業を行う者
- (4) ギャンブル（宝くじを除く。）に関する事業を行う者
- (5) 投機的商品に関する事業を行う者
- (6) 債権の取立て、示談の引受け等に関する事業を行う者

- (7) 私的な秘密事項の調査に関する事業を行う者
 - (8) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
 - (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある者又はこれらの関連事業者
 - (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する再生手続又は更生手続中の事業者
 - (11) 各種法令に違反している事業者
 - (12) 市の市税を滞納している事業者
 - (13) その他市長が特に適当でないと認める者
- （施設の選定）

第5条 ネーミングライツ事業を実施する施設の選定は、市長が行う。ただし、選定をしようとする施設が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。）の場合は、市と指定管理者が協議の上、市長が選定するものとする。

（愛称の表記方法）

第6条 パートナーが決定する愛称の表記方法は、施設の設置目的にふさわしく、市民や施設利用者に親しみやすく、分かりやすいものとし、次の各号に掲げるいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 反社会的若しくは政治的な主義若しくは主張を含んだもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 美観を損なうもの又はそのおそれがあるもの
- (6) その他市長が特に適当でないと認めたもの

2 前項に定めるもののほか、愛称の表記方法は、ネーミングライツ事業を実施する施設ごとの募集要項に定めるものとする。

（ネーミングライツの付与期間）

第7条 ネーミングライツの付与期間（以下「付与期間」という。）は、3年以上10年以下の期間とする。ただし、市及びパートナー双方の合意による付与期間の更新は、妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認める場合は、施設の性質等に応じた付与期間とすることができる。

（パートナーの募集方法）

第8条 市長は、ネーミングライツ事業を実施する施設ごとに、次の各号に掲げる事項を募集要項に定め、原則として公募により企業等を募集するものとする。

- (1) 対象施設の概要（名称、所在地、種類等）
- (2) 愛称の表記方法
- (3) ネーミングライツ料
- (4) ネーミングライツの付与期間
- (5) 費用の負担
- (6) 応募者の資格
- (7) 応募に必要な書類
- (8) 申込手続（申込書の提出方法、募集期間等）
- (9) 優先交渉権者の選定方法
- (10) その他ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項
（審査委員会）

第9条 パートナーとしての適格性、地域貢献の内容、愛称の親しみやすさ、応募金額等を審査し、優先交渉権者を選定するため、ネーミングライツ審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、総務部長、秘書広報課長、財政課長、資産活用課長及び都市・交通課長並びに施設の所管部長及び課長をもって組織する。
- 3 委員長は、総務部長とし、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代理する。
- 5 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 7 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に外部有識者又は施設の関係者の出席を求め、その者の意見又は説明を聴くことができる。
- 8 委員長は、審査結果を速やかに市長に報告するものとする。
- 9 委員会の庶務は、総務部資産活用課において処理する。
（契約の締結）

第10条 市長は、前条の規定より審査された内容及び結果を尊重し、応募者に優先交渉権者としての採用の可否を通知するものとする。

- 2 市長は、優先交渉権者との間で、ネーミングライツ事業に係る契約を締結するものとする。
- 3 パートナーは、前項の規定により契約を締結した場合には、市長が定める期日までに、ネーミングライツ料を納入しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

（契約の解除）

第11条 市長は、パートナーが次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、ネーミングライツ事業に係る契約を解除することができる。

- (1) 指定した期日までにネーミングライツ料を納入しないとき（前条第3項ただし書に該当する場合を除く。）。

- (2) 法令に違反し、又はそのおそれがあると市長が認めたとき。
 - (3) 社会的又は経済的な信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
 - (4) 契約に定める内容に違反したとき。
 - (5) その他市長が特に適当でないと認めたとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、パートナーに損害等が生じたとしても、市は、その責めを負わないものとする。
- (その他)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正後の第9条の規定は、令和7年4月1日から適用する。